



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 三浦印刷株式会社  
代表者名 代表取締役 日達 浩造  
(コード番号 7920 東証第二部)  
問合せ先 執行役員管理部担当 森澤 威  
(TEL 03-3632-1111)

## 役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の 付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員退職慰労金制度を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給することとし、当該各役員の退任時に支払う予定です。当社取締役及び当社監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議いたします。

#### 2. 株式報酬型ストックオプション制度の概要

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストックオプションを割り当てます。本株式報酬型ストックオプションについては、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりとします。

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 280,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、本議案の決議の日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、本議案の決議の日後、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

280 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を当社取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」と言う。）は、当該払込債務を当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上